## (案)

#### 熊ヶ谷国有林森林整備事業(誘導伐:密着造林型(一貫作業))請負契約書

1. 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完 了検査場所

	1791171						
			請負	請負		事 業	生産完了
事業名	請負物件	契約面積		予定	請負予定金額		
			予定数量	単価		場所	検査場所
				円	円	熊ヶ谷	熊ヶ谷
誘導伐	ヒノキ	4. 14ha			(うち取引に係る消費税及び地	国有林	国有林
					方消費税額 円也)	9る外	9る外
集造材外	ヒノキ	記番別作業	作業工程別			林小班	林小班
		内訳書のと	数量内訳書				
		おり	のとおり				
地拵作業		4. 14ha					
植付作業		4. 14ha					
		作業内訳書					
		のとおり					

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条1項及び29条並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負額に10/110を乗じて得た額である。

[()の部分は、請負者が課税対象者である場合に使用する。]

#### 2. 事業期間

自 令和 年 月 日 (契約締結の翌日から)

至 令和 8年 2月 28日

3. 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(選択されるものは〇印、削除されるものは×印)

摘要削除の区分	選択事	項		選択条項			
×	契約保証金の納付			第4条第1項第1号			
×	契約保証金の納付に代わる担保と	なる有価証券等	の提出	第4条第1項第2号			
×	銀行、甲が確実と認める金融機関	等の保証		第4条第1項第3号			
×	公共工事履行保証証券による保証			第4条第1項第4号			
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号					
0	支給材料及び貸与品			第15条			
0	部分払		月1回以内	第38条			
×	前金払	第35条第1項					
×	中間前金払	第35条第3項					
×	国庫債務負担行為に係る契約の特	国庫債務負担行為に係る契約の特則					

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

#### 4. 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数量	引渡予定箇所	引渡予定日				
封印用ペンチ	号	1 個	鹿児島森林管理署	契約締結日				
封印用銅線		1 巻	"	"				
封印用鉛		200 個	"	"				
発送野帳		3 冊	"	"				

#### 5. 特約事項

- (1) 特約事項については、別紙のとおりとする。
- (2) 森林作業道は森林作業道作設マニュアルにより作設すること。

上記請負事業につき、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業製品生産事業請負契約約款、造林事業請負標準仕様書及び製品生産標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者(甲) 鹿児島市浜町 1 2 - 1 分任支出負担行為担当官 鹿児島森林管理署長 香月 英伸 印

請負者(乙)

印

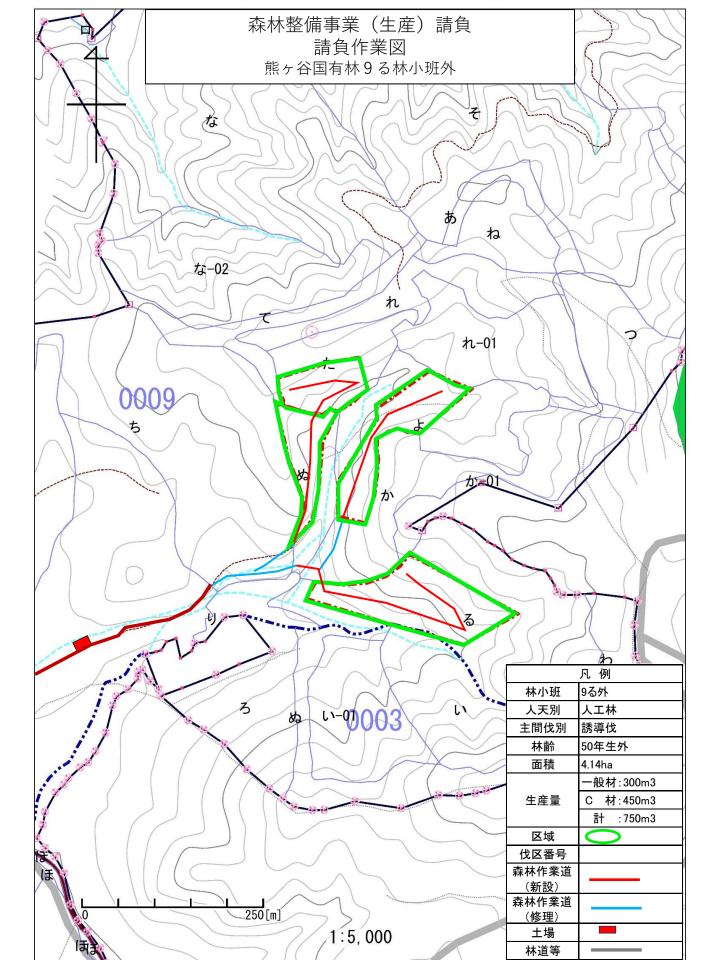
## 作業工程別数量内訳書

材種	作業工程	細目	数量	備考
素材	集造材		300 m3	
	山元巻立	機械巻立	10 m3	
	C材集造材		450 m3	
	C材山元巻立	機械巻立	10 m3	
	封印発送		730 m3	

## 記番別作業内訳書(生産事業)

単位:ha

林小班	作業種	区域面積	徐地面積	作業期間	備考
98	誘導伐	4. 14		自 契約締結の翌日	
よぬた				至 令和8年2月28日	
計		4. 14			

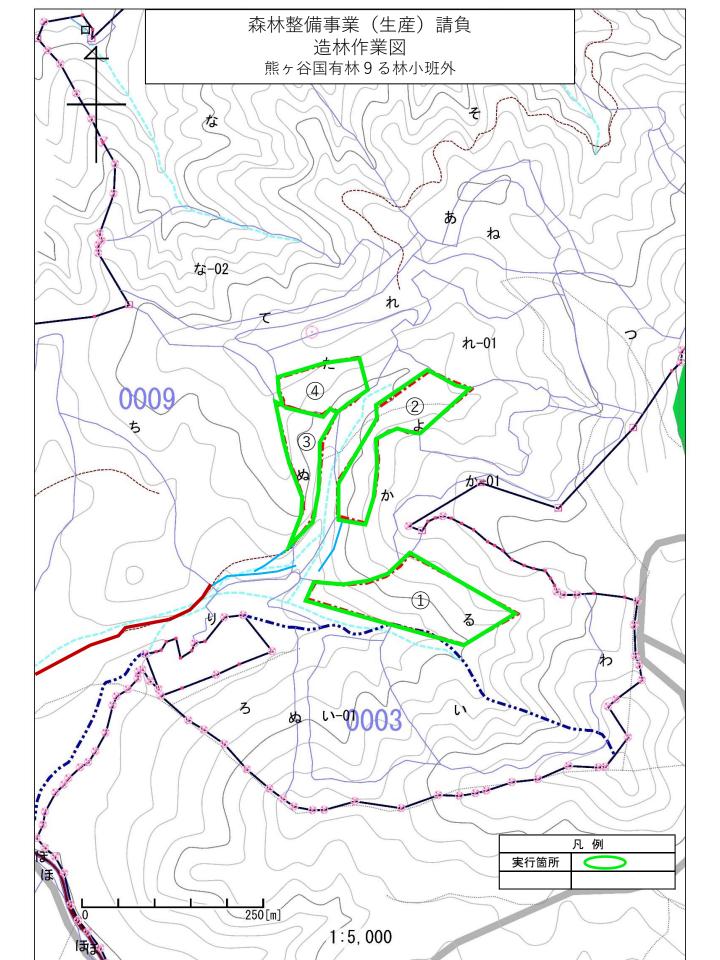


## 作業内訳書

作業種	林小班	作業区分			作業期間		使用材料		備考	
	11 7 22	11 36 - 23	(ha)	(ha)	(ha)	自	至	品名	数量	из - 3
			1.68		1.68					1
		+±±+±+++±	1.12		1.12	契約締結	R8.2.28			2
地 拵	96外	機械地拵	0.67		0.67	の翌日				3
			0.67		0.67					4
		計	4.14		4.14					
	9る外	長方形植外	1.68		1.68	契約締結 の翌日	R8.2.28	スギ(コンテナ苗)	3,400	1)
			1.12		1.12				2,300	2
植 付			0.67		0.67				1,400	3
			0.67		0.67				1,400	4
		計	4.14		4.14				8,500	
合 計			8.28		8.28				8,500本	

【留意事項】1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。

- 2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
- 3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
- 4. 使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。



## 特約事項内訳書

物件 番号	## /\ III	株小班 作業種 作業区分 契約 面積等 品名 品質規格			使 用 材 料 等		備考	
番号	14.1,131				品名品質規格		数量	ν <del>ω</del> σ
		植付	長方形植	4.14	スギコンテナ苗木	苗 長 35cm上 根元径 5mm上 (原則花粉の少ない苗木等を使用)	8,500本	
1	9る外							

#### コンテナ苗木植付作業仕様書

#### 1. 苗木の購入及び検収

- (1) 請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において 監督職員の検収を受けること。
- (2) 苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収する こととし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の 責任において優良な苗木を確保すること。

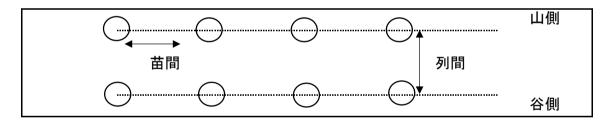
#### 2. 苗木の管理

- (1) 検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管すること。
- (2) 苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し潅水するなど、苗木の乾燥防止について充分な措置を講ずること。

#### 3. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

	ha当たりの		直付間隔	<b>这里</b> 杜小亚 <i>生</i>
植付樹種	植付本数	苗間	列間	<u>適用林小班等</u>
スギ	2, 000	約1.6	約2.9	作業内訳書のとおり

#### (平面図)



#### 4. 植付要領

- (1) 植付地点を中心に径7cm、深さ18cm程度の植穴を掘る。
- (2) 苗木の植付けは、根鉢を植穴の底に密着させ、根元部が地表面よりやや低くなるよう垂直に植え付ける。
- (3) 側方は、根鉢と植穴との間に空隙がないように土を入れる。
- (4) 地表部は根鉢が乾燥しないよう土を被せ、倒伏を防止するため、根元を足で踏みしめ、落葉等で被覆する。

#### 5. 作業上の留意事項

- (1) 苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。
- (2) 苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。

#### 6. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

#### 7. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

## 特 約 事 項(誘導伐等)

- 1 請負者は、特記仕様書を遵守すること。 特記仕様書に指定しないものについては、「森林作業道作設指針」による ことを基本とすること。
- 2 請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業 計画を森林管理署長等に提出し、その確認を受けること。
- 3 請負者は、2 で確認を受けた森林作業道の計画に変更が生じたときは、 その変更について森林管理署長等に提出し、確認を受けること。
- 4 森林管理署長等は、伐採・搬出期間中及び搬出後の契約履行状況等を確認し確認を受けた路線等が路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の責に帰すべき事由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならないこと。

#### 森林整備 (誘導伐:密着造林型) 請負事業仕様書

#### 適用範囲

この仕様書は、森林管理署等の実施する(誘導伐:密着造林型)請負事業に適用する。

#### 1 伐倒及び集造材

- (1) 区域内の対象木は、全て伐倒すること。
- (2) 下表の素材採材が可能なものを原則として搬出対象木(胸高直径がスギ16cm以上、ヒノキ14cm以上)としているので、これに基づき通直材を採材・搬出すること。

樹種	長 級 (m)	経 (cm)	C 材	長級m	経 (km)
スギ	3 4上	14上	スギ	2 3	8上
ヒノキ	2 3 4 6上	1 8 <del>                                    </del>	ヒノキその他	4	

但し、監督職員の指示のある場合(小径木一般材等)はこの限りではない。

- 2 伐倒及び集造材作業に当たっての留意事項
- (1) 伐倒洩れ、対象外の伐採がないよう留意すること。
- (2) 伐倒及び集造材作業においては、他の造林木を損傷しないように注意すること。
- (3) かかり木については、適切な方法で処理すること。
- (4) ワイヤーロープ等、現地の片づけは適切に行うこと。
- (5) 人工更新を予定している箇所にあっては、植栽、保育等に支障のないよう枝条等を 適切に処理すること。

#### 3 請負数量の確定

- (1) 伐倒数量
  - 契約書に記載された予定数量とする。
- (2) 素材数量

生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

- 4 部分払いにおける数量の確定
  - (1) 伐倒数量

面積按分による材積とする。

(2) 素材数量

生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

#### 5 封印発送

- (1) 監督員の指示を受けて封印発送を行うものとする。
- (2) 封印は、発送時点において荷締索の結び目を荷くずしできないように行うものとする。
- 6 請負金額の確定方法

公告記載の請負代金確定方法による

7 その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

## 特記 仕様書

この特記仕様書は、森林作業道作設指針(令和3年4月1日付け2林整整第1400号林野庁長官通知)に基づき、九州森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道とし、作設に当たっては本特記仕様書によること。

なお、本特記仕様書に仕様を指定しないものについては、同作設指針によることを基本とすること。

#### 1 路網計画(見取り図)

路網計画は、次の点を反映した路網計画図(1/5,000の図面)を作成し提出すること。

- ① 林地保全に配慮し、縦断勾配を緩やかな波状にし、こまめな分散排水を行うとともに排水先は安定した尾根部や常水のある沢等として路面に集まる雨水を安全、適切に処理すること。
- ② 切土高は地形上やむを得ない場合を除き、できるだけ1.5m程度以内に抑えるよう努めること。
- ③ 曲線部及び縦断勾配は、伐木造材、集材、造林、保育等の作業に使用する林業機械等が安全に 通行できるよう設定すること。なお、S字カーブ等は、木材等を積載した林業機械等の下り走行 時の安全確保の観点から、こうした箇所のカーブの谷側を低くすることは避けること。この場合、 曲線部上部入口手前の入口付近で行うこと。

#### 2 切土・盛土の均衡

切土と盛土を均衡させ、捨土を発生させないこと。

なお、捨土がやむなく発生する場合は、森林法の作業許可手続きが必要となる場合があるため、 作業着手前に理由及び林地保全に配慮した処理計画を書面で監督職員に協議すること。

#### 3 伐駻

別紙保残木標準断面図を参考にして、伐開幅は必要最小限度とすること。

#### 4 土工計画

土工計画の概要書として①~⑤を作成の上提出すること。また必要に応じて⑥及び⑦を添付すること。

- ① 盛土基礎の施工方法と標準断面図
- ② 盛土部及び路肩部の転圧、締め固めの方法の概要
  - (※堅固な路体をつくるため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さになるよう 十分に締め固めて仕上げること。)
- ③ 現地発生資材使用に配慮した盛土構造の標準図及び緑化方法の概要
  - (※はぎ取り表土や根株は、盛土のり面保護工として利用すること。なお、山腹傾斜が緩やかな場所等で盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用を図ること。)
- ④ 盛土勾配の標準
- ⑤ 切土のり面の標準断面図
  - (※切土のり面の勾配は、直切りを基本とする。但し、土質に応じて、また、切土高が高くなる場合には、現地の状況により検討すること。)
- ⑥ 構造物を設ける場合はその概要
  - 洗い越しの標準断面図
  - ・丸太組工など簡易構造物を採用する場合は設置場所の概要と標準断面図
  - (※路体は堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質の条件、幅員の制約等の条件からやむを得ない場合に限り設置するものとする。)
- ⑦ その他

事業終了時において、登坂部分等に洗掘を防ぐための水切りを施工すること。

#### 5 作業工程表の提出

別紙様式により事業計画表を提出すること。

#### 6 施工管理

作業の種類毎に施工前・施工中・施工後の写真等に記録し提出すること。

#### 7 その他(汚濁等が発生した場合の処置)

本事業の実行に係わり下流域に汚濁等の発生が予想される場合は、事前に予防対策を講じるとと もに、水質の汚濁等が発生した場合には、民間事業者において汚濁等の除去及び防止並びに下流の 関係者への説明等の措置を講じること。

#### 森林作業道作設マニュアル

#### 森林作業道作設方法

- 1 線 形 (ルート設定)
  - ア 路線選定に当たっては、地形・地質の安定している安全な箇所を通過するよう 選定する。(土質の脆い箇所、崩壊地等を回避する、集水域を大きく変えるような 線形、水が集まりやすい箇所や沢に近接する線形は避けること。)
  - イ 曲線部及び縦断勾配は、伐木・造材及び集運材に使用する林業機械が安全に運 行できるように設定するとともに、主に運搬用として使用する区間については排 水に考慮し尾根筋にカーブ状に設定することを心懸けること。また、主に集材等 に使用する区間は、基本的に等高線に沿って設定し、雨水等を安全な尾根筋や沢 に分散排水させる線形とすること。

#### 2 開設

- (1)盛土のり面保護工
  - ア 最初に盛土を支える水平の基礎部を谷側斜面の最下部に作設すること。(地山優 先の掘削禁止)
  - イ 林地を覆っていた表土及び無機質土壌を交互に基礎部の上に移動・配置し、おお むね30cm程度の層毎にバッケト背面等で十分転圧しながらサンドイッチ状に盛 土を積み上げること。
  - ウ 路体堅固な土構造によることを基本とし、路肩までキャタピラで十分転圧する こと。
  - エ 盛土勾配はおおむね1割にすること。
  - オ はぎ取り表土や根株は谷側の法面に適切に配置し、盛土のり面保護工として活 用すること。
  - カ 林内への落石、土砂の崩落等の発生を最小限に抑えること。
  - キ 不安定な土石、土砂等を路体、切土のり面、盛土部分に放置しないこと。
  - ク 切土のり面は直切りとし、切土高は、1.5m程度以内に努めること。
  - ケ 主に集材等に使用する区間は、上記1のイのほか、概ね20m毎に低く波打つように波形勾配を利用した分散排水とすること。
  - コ カーブ部分は、スムーズに回れる半径(水平方向概ね半径6m以上)、縦断勾配 を確保すること。
    - また、排水はカーブ上部の入り口付近で行い曲線部分への雨水の流入は極力さけること。
  - サ 路網幅員は、契約条件に従うこと。
  - シ 仕上げ段階で切り取り法面に飛び出した根をカットすること。
- (2) 構造物の作設
  - アー沢を横断するところには、転石等で洗越等を作設すること。
  - イ 洗越は、十分な通水断面積をもたせた緩やかな凹型勾配(5%程度)にし、水 の流れに対して直角に作設すること。

また、谷側(吐口)に地山の浸食防止のための石張り、丸太積み、巨石の設置等を行い、山側(呑口)には、少し切り込んで転石等を敷き、よく転圧すること。(上流部、下流部に流速を抑えるための水溜を設ける)

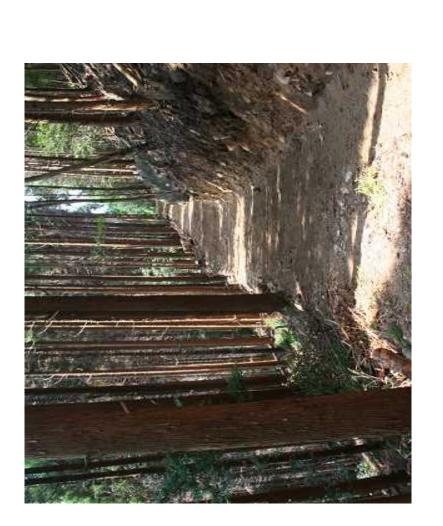
- ウ 急傾斜地や脆い地質の場所は、丸太組等で補強すること。
  - (構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置)
- エ 作業中及び施業終了時には、豪雨時に出水が予想される崖地や小さな沢等に水切り(丸太等の活用)を設置すること。
- (3) 機械等
  - ア 使用する機械は、現地の状況や開設する作業路網の幅員等に適合した大きさ (O. 20m³ ~O. 45m³程度)を使用すること。
- 3 その他
  - ア 伐開手は、作業路網支障木の伐採に当たって、不用意に先行伐採せず、オペレ ーター等とよく打ち合わせた上で、必要最小限の範囲を伐採すること。
  - イ 伐開手は、盛土のり面保護工に利用しやすいように、支障木の伐り口は若干高 めに伐採すること。
  - ウ 伐開手は、開設作業が効率的に行えるよう伐倒木及び枝条等を適宜整理しておくこと。
  - エ 開設作業は、基本的に上り作業で行うこと。
  - オ 降雨時等、路体がぬかるみやすい状態での無理な作業は行わないこと。

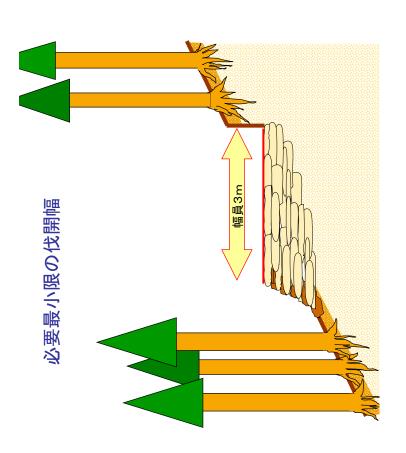
## 別紙

# X 国 强 無 漸 \* 熋 踩

᠇᠊᠙ る限り残す 米 田 1H 立大 も る や 側す 44 20 塑 鹽 **5 悪** 及伐 面の り限 6 4 土景 切要 苅

7





#### 特約事項(製品生産事業請負)

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱(以下「ASF」という)の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。 ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について順守すること。

記

#### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

#### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に 基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性がある こと。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 20 条により対応 する。